

新型コロナウイルス感染症対策本部（第23回）

議事概要

1 日時

令和2年3月26日（木）17時42分～18時00分

2 場所

官邸2階 小ホール

3 出席者

内閣総理大臣 安倍 晋三

副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣 麻生 太郎

総務大臣，内閣府特命担当大臣 高市 早苗

法務大臣 森 まさこ

外務大臣 茂木 敏充

文部科学大臣 萩生田 光一

厚生労働大臣 加藤 勝信

農林水産大臣 江藤 拓

経済産業大臣，内閣府特命担当大臣 梶山 弘志

国土交通大臣 赤羽 一嘉

環境大臣，内閣府特命担当大臣 小泉 進次郎

防衛大臣 河野 太郎

内閣官房長官 菅 義偉

復興大臣 田中 和徳

国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣 武田 良太

内閣府特命担当大臣 衛藤 晟一

内閣府特命担当大臣 竹本 直一

内閣府特命担当大臣 西村 康稔

内閣府特命担当大臣 北村 誠吾

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣、内閣府特命担当大臣 橋本 聖子

内閣官房副長官 西村 明宏

内閣官房副長官 岡田 直樹

内閣官房副長官 杉田 和博

内閣法制局長官 近藤 正春

内閣総理大臣補佐官 木原 稔

内閣総理大臣補佐官 和泉 洋人

内閣総理大臣補佐官 長谷川 榮一

内閣危機管理監 沖田 芳樹

国家安全保障局長 北村 滋

内閣官房副長官補 林 肇
内閣官房副長官補 前田 哲
内閣情報官 瀧澤 裕昭

4 議事概要

【厚生労働大臣】

お手元の資料 7 ページ目をご覧ください。特措法第 14 条の規定に基づき、内閣総理大臣に対してご報告した内容です。まず、7 ページ目に、国内の発生状況と専門家会議での議論を記載し、さらに感染者数の増加がみられるとしています。現在の感染状況は、3 月 25 日に 93 人増加しています。それから東京都では、昨日 41 名の新規の感染者数、累積では 214 名という状況です。本日も 40 名を超えるという報道もあります。またリンクの分からない孤発例は、この 3 日間で 20 人、30 人、39 人と増加をし、新規報告件数の 50% を占める状況になっています。

海外における発生状況は、WHO がパンデミック宣言をしたのが 3 月 11 日、以降急激に増加をしています。3 月 25 日で 187 か国地域、感染者数は 415,856 人で約 3.5 倍、死亡者数は 18,353 人と約 4 倍となっています。また、先般、専門家会議の提言を頂いた 3 月 19 日と比べて、中国と日本を除くその他地域では、感染者数も死亡者数も約 2.6~2.7 倍の増加となっています。

8 ページ目ですが、3 月 19 日以降、海外で感染し国内に移入したと疑われる感染者数が、連日 10 人以上確認され、昨日は 23 人となっております。国内で確認された感染者に占める割合も、概ねここ数日 3 割前後増加しています。また、輸入元の国も欧州を中心として多様化しており、増加と多様化の両面の影響を今後受ける可能性があります。こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症については、「まん延のおそれが高い」と認められると総理にご報告したところです。

なお、水際対策の強化については、我が方としては検疫の強化ということで、東南アジア 7 か国、イスラエル、カタール、コンゴ民主共和国、バーレーン全域からの入国者に対し、隔離又は停留される者を除き、検疫所長の指定する場所で 14 日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することにいたします。また、入国制限が新たに指定された欧州 21 か国、イランの全域から入国し、これらの地域に 14 日間以内の滞在歴のある帰国者については、待機要請等に加えて、症状の有無に関わらず全員の PCR 検査等を実施することで検疫を強化することとしております。

【西村国務大臣】

ただいま厚生労働大臣からご説明のありました、総理大臣への報告を受け、先ほど持ち回り閣議で特措法第 15 条に基づく対策本部を設置することとしました。この本部でございます。これまでの政府対策本部と一体的に運用する体制といたします。

また、特別措置法による政府対策本部の設置に伴い、全ての都道府県において、都道府県対策本部が設置されることとなります。これまで以上に都道府県とも緊密に連携してまいります。国民の命と健康を守ることを最優先に、地方自治体と緊密に連携

しながら、感染拡大防止に全力を挙げて取り組んでまいります。引き続き関係閣僚のご協力をお願いいたします。

なお、今週末の東京都の外出自粛規制を受けまして、都市部のスーパー等で食料品の買いだめ、品不足等が発生しているものと承知しています。必要な物資が国民の皆様にいきわたるよう、関係大臣におかれましてはご協力、ご尽力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

【国家安全保障局長】

このたび特措法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部が発足いたしました。水際対策については、従前と同様に、国家安全保障会議緊急事態大臣会合での決定を経たのち、本対策本部での報告・公表をもって実施することといたします。

今般の水際対策強化に係る新たな措置について、資料2に基づき、ご報告申し上げます。1つ目は「入国拒否対象地域の追加」です。昨日3月25日、外務省は、世界的な更なる感染拡大を防止するため、各国の努力とも足並みを揃えとの観点から、感染症危険情報をレベル3「渡航中止勧告」とする欧州の国を追加するとともに、地域を指定して渡航中止勧告を行っていた国については、その対象を全土に拡大しました。これにより、欧州21か国及びイランの全土がレベル3となりましたが、このアウトバウンドの規制の引き上げに合わせてインバウンドの規制を行うため、これらの国に14日以内に滞在していた外国人を入管法に基づき上陸拒否とすることといたします。あわせて、これらの国から帰国した邦人に対して、空港におけるPCR検査を確実に実施してまいります。本件措置は、明日3月27日0時から実施することといたします。

2つ目は「検疫の強化」です。東南アジア等でも感染が拡大し、またこれらの国からの入国者の中に複数の感染者が確認されています。そこでお手元の資料にあります東南アジア、中東、アフリカ諸国についても、14日間の待機要請・公共交通機関での使用自粛要請を実施することといたします。また、「査証の制限等」について、検疫体制の強化を実効的なものとするため、検疫の強化対象となっている国について、査証効力の停止、査証免除措置の停止を実施いたします。これらの措置については、若干の周知期間を置き、3月28日0時から実施することとし、当面4月末日まで継続することといたします。

また、3月5日の対策本部において、中国及び韓国については、検疫の強化、航空機の到着空港の限定、査証の制限等を行い、当面3月末日までこれらの措置を実施することを決定しました。しかし、世界的な感染の拡大は現在も続いており、中国及び韓国でも引き続き感染者が発生しています。世界的な感染の拡大を防ぐため、我が国がグループホールになることのないよう、中国及び韓国に対する水際措置は引き続き実施する必要があることから、措置の期間を4月末日まで延長することといたします。

【法務大臣】

法務省では、これまで、閣議了解等に基づき、中華人民共和国など6か国のそれぞれ一部地域並びにサンマリノ共和国及びアイスランド共和国の全域に滞在歴がある

外国人等について、特段の事情がない限り、上陸を拒否してまいりました。本日の政府対策本部におけるご報告を踏まえ、上陸拒否の対象地域を、ご報告のあったドイツ連邦共和国やフランス共和国など欧州の 21 개국及びイラン・イスラム共和国の全域に拡大することといたします。法務省としては、引き続き適正かつ厳格な上陸審査を行い、新型コロナウイルスの感染拡大の防止のための水際対策について、万全を期してまいり所存です。

【外務大臣】

水際対策に関しまして、外務省関係では新たな措置として査証停止等に関し、4 月末日まで東南アジア 7 개국、イスラエル、カタール、コンゴ民主共和国、バーレーンに所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次査証、数次査証の効力を停止いたします。また、これらの国に対する査証免除措置の適用を順次停止します。更に、上記東南アジア 7 개국並びに中国（香港を含む。）及び韓国との APEC ビジネストラベルカード、このカードに関する取り決めに基づく査証免除措置の適用を順次停止いたします。

また、外務省が発出いたします海外安全情報には、通常の危険情報と感染症危険情報がありますが、3 月 25 日、日本国民が渡航先の国や地域において行動制限を受けたり出国が困難になる事態を防ぐため、全世界に対しまして前者、通常の危険情報のレベル 2 「不要不急の渡航を止めてください」を発出したところであります。

引き続き、在外公館等を通じてしっかりと情報提供し、在留邦人、海外渡航者の安全確保に万全を期してまいりたいと考えております。

【農林水産大臣】

昨日の東京都知事の外出自粛要請後、即座に、米の卸売業者やチェーンストア協会などの業界団体に対しまして、円滑な供給を要請いたしました。現在、流通状況の把握に努めていますが、米は約 190 日分、パスタ等の加工食品についても十分な在庫があります。安定的な供給ができると考えています。

また、農林水産省のホームページから、分かりやすい情報が提供できるようにしております。国民の皆様には、安心して落ち着いた購買行動をしていただくよう、引き続き、お願いしていく所存です。

【内閣総理大臣】

本日、厚生労働省大臣から新型コロナウイルス感染症の感染状況として、国内では新規の感染者数が都市部を中心に増加し、感染源が不明な感染者数も増加していること、世界的にも感染者数と死亡者数の急激な増加が見られること、海外からの移入が疑われる事例が多数報告されていること等の状況を踏まえ、専門家会議にも諮った上で、新型コロナ特措法に基づき、新型コロナウイルス感染症の蔓延の恐れが高い旨の報告が行われました。この報告を受け、これまでの対策に加え、総合的な対策を推進していくため、特措法第 15 条に定める政府対策本部を設置いたしました。

政府対策本部の設置により、各都道府県知事も、特措法に基づく都道府県対策本部を直ちに設置することとされており、今後は、これまで以上に都道府県と連携を密にしながら、一体となって対策を進めてまいります。

この国難とも言うべき事態を乗り越えるため、国や地方公共団体、医療関係者、事業者、そして国民の皆様が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくことが必要です。関係閣僚におかれては、西村担当大臣及び厚生労働大臣を中心に、特措法に基づく基本的対処方針を速やかに策定してください。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大を受け、水際対策についても更なる強化を行います。まず、先般行われた感染症危険情報のレベル 3 への引き上げに合わせ、欧州 21 か国及びイランの全土については、入管法による入国拒否対象地域に追加することとし、明日 27 日午前 0 時から効力を発生させるものとします。あわせて、これら入国拒否対象地域から帰国した邦人に対しては、空港における PCR 検査を確実に実施してまいります。

今後、帰国者の増加も見込まれるところであり、マンパワーの確保の点から、検疫当局と関係機関は、緊密に協力して対応に当たってください。

加えて、東南アジア等でも感染が拡大し、これらの国々からの入国者の中に複数の感染者が確認されていることから、東南アジア、中東、アフリカ諸国についても、更なる検疫の強化が必要と判断いたしました。これらの国々からの入国者に対しては、検疫所長の指定する場所での 14 日間の待機及び国内における交通公共機関の使用自粛を要請します。あわせて、措置の実行性を担保する観点から、これらの国において、発給された査証の効力を停止するとともに、査証免除措置を順次停止いたします。今後、手続きを進め、28 日午前 0 時から運用を開始し、まずは、4 月末日までの間、実施することといたします。

また、3 月 5 日に決定した中国及び韓国に対する検疫の強化、査証の制限等の措置については、世界的な感染拡大が現在も続いており、両国でも引き続き感染者が発生している状況を踏まえ、措置の期間を 4 月末日まで延長することといたします。

最後に、世界での感染拡大状況やそれに伴う各国での国境閉鎖、外出禁止令の措置により、邦人旅行者等の出国が困難になっている実状に鑑み、昨日、全世界を対象に危険情報レベル 2 を発出いたしました。国民の皆様には、地域を問わず、全ての海外への不要不急の渡航をやめるようお願いいたします。

本対策本部の下、引き続き、国民の皆様のお命と健康を守ることを第一に、感染拡大の防止に全力を挙げてまいりますので、各位にあっては、引き続き、対策を進めてください。

以上